

京都市地域公共交通計画協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、京都市地域公共交通計画協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、京都市地域公共交通計画協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（出納及び現金等の保管）

第2条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納職員）

第3条 会長は、協議会の事務局に出納役及び出納員（以下「出納職員」という。）を置く。

2 出納役は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

3 出納員は、出納役の事務を補助する。

4 前各項に掲げる出納職員は、別表第1に掲げる京都市職員をもって充てることができる。

（予算）

第4条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製するものとする。

3 前項の予算は、執行する前にあらかじめ協議会の承認を得るものとする。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第5条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

（予算区分）

第6条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第3のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第2及び別表第3に定める以外の項及び目を定めることができる。

（決算）

第7条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を作成し、協議会による承認を得なければならない。

2 会長は、前項の決算書について、規約第12条に定める監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（収入及び支出の手続き）

第8条 協議会の収入及び支出の手続きは、京都市において定められている取扱いに準じる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和４年４月２７日から施行する。

別表第１（第３条関係）

職名	充職
出納役	京都市の課長及びこれらに準じる職にある者
出納員	京都市の課長補佐又は係長及びこれらに準じる職にある者並びに 統括主任，主任又は係員の職にある者

別表第２（第６条第１項関係）

款	項	目
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金
３ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金
４ 諸収入	１ 諸収入	１ 雑入

別表第３（第６条第２項関係）

款	項	目
１ 運営費	１ 運営費	１ 運営費
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費
３ 予備費	１ 予備費	１ 予備費